

JD 共済

No.51

発行日 平成28年11月1日

〒939-8072 富山県富山市堀川町278
ジェイ・ディ共済協同組合

TEL.076-421-2221 (大代表)
FAX.076-425-9561
URL <http://www.jd-kyosai.com>
E-mail info@jd-kyosai.com

10月1日から施行開始！ 違反事業者は行政処分の対象です！ 随伴車における「損害賠償措置義務化」と「適正表示の徹底」

今年3月22日、国土交通省から「自動車運転代行業における新たな利用者保護対策の実施」が公表されてから7ヶ月余りが経過し、9つの対策のうち、「随伴車の損害賠償措置義務化（任意保険加入の義務付け）」と「随伴車の適正表示の徹底」の2つが10月1日から施行されました。
組合員の皆様におかれましては、すでに適正に対応されていることと思いますが、今一度ご確認ください。

随伴車の損害賠償措置義務化について

近年、随伴車による重大事故が発生していることから、運転代行事業者の皆様が営業所内に掲示されている「標準自動車運転代行業約款」が10月1日に改正され、随伴車に損害賠償措置を講じること（任意保険に加入すること）が義務付けられました。

▶ JD共済は損害保険ジャパン日本興亜(株)と代理店委託契約を結んでいますので、JD共済の組合員様は、集団扱いとして、通常契約に比べて「随伴車の任意保険」が割安でご加入になれます。（本紙P.5の記事もあわせてご覧ください。）



随伴車の任意保険加入においては、万が一の事故時に補償を受けることができるよう、車の使用目的や不担保条件などに留意することが必要です。



随伴車の任意保険加入義務付けは、利用者が運転代行をより安心して利用できるようにするためのものであり、利用者を随伴車に乗せること（いわゆるAB間輸送）を容認するものではありません。

随伴車の任意保険
加入が義務付け！

- 対人賠償8000万円以上
 - 対物賠償200万円以上
- (いずれも賠償額の限度額)



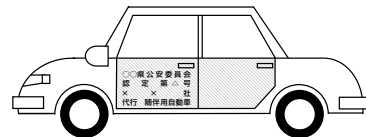
随伴車の適正表示の徹底について

10月1日から施行された随伴車の表示方法は、以下の通りです。

- 随伴車への表示箇所は、右図の斜線範囲内となりました。（後部座席の両側面への表示でも可となりました。）
- 随伴車への表示方法は「ペンキ等による横書き」とすることと規定されていますが、この「ペンキ等」の解釈が、右表のとおり明確になりました。

※マグネット板を装着する方法は、接着していないマグネット板との違いが外見上判断できないため、認められなくなりました。

- 随伴車への表示の各文字の大きさが、これまでの「縦横それぞれ5cm程度以上とすること」から、「縦横それぞれ5cm以上とすること」に変更されました。なお、ここでいう「5cm」の解釈は次の通りです。
- ※数字やアルファベットを使用する場合や使用するフォントによっては、縦横のサイズが変わるため、フォントサイズが原則同じであることとし、ひらがなおよび漢字のフォントサイズが縦横5cmを超えているかどうかが目安となります。また、各文字は、公衆および利用者に見やすいように表示することが必要です。



「ペンキ等」に含まれるもの	・ペンキ・ステッカー・カッティングシート ・切り文字シール・マーキングフィルム
「ペンキ等」に含まれないもの	・ガムテープ等による貼付け ・マグネット板（接着したものを含む）

前述の「運転代行業における新たな利用者保護対策」に関して、公益社団法人全国運転代行協会（以下、協会）主催で開催された各地の講習会について掲載いたしますので、参考になさってください。

北海道での定期講習会 4月17日（日）

札幌市中央区の道民活動センターにおいて、道内全域から50名超が参加しての開催となりました。

今回の開催は、「新たな利用者保護対策」が3月22日に公表されて以降初めてとなる重要な勉強会であることから、行政からは、国土交通省北海道運輸局自動車交通部旅客第二課 篠崎課長、北海道総合政策部交通企画課 須田主幹と千葉主査、北海道警察本部交通企画課 木下警部と馬場警部補の皆様が、そして関係団体からは、一般社団法人日本自動車連盟北海道本部サービス部 渡邊主管が、それぞれ来賓として出席されました。

行政担当の方々からは、利用者保護対策の新方針の徹底と、運転代行従事者に求められる交通安全に対する意識の徹底についての講話があり、（一社）日本自動車連盟（JAF）渡邊主管からは、運転代行業を“業”として営むための、日常の始業前点検と点呼の必要性と重要性についての話がありました。

また、協会からは、本組合理事長でもある丹澤会長と、霜鳥理事（神奈川県）、辻理事（滋賀県）が出席され、業界の問題点への取り組みと今後の展望、そして業界としての事業者間の結束の重要性などについての話がなされました。

最後に、協会北海道支部 樋渡支部長から、昨年度の支部活動報告とともに今年度の活動方針が話され、その中で、「運転代行業界として飲酒運転根絶の啓発活動に参加すること」と、「代行利用促進活動において、引き続き協力体制を構築していくこと」について、意思統一を図るメッセージが発せられ、閉会となりました。

今回の定期講習会は、「新たな利用者保護対策」に関するテーマが非常に盛りだくさんであったため、例年より長い4時間の長丁場となりましたが、週末の忙しい業務を終えた後にもかかわらず、誰一人として気を抜くことなく、真剣に聴き入り、熱心にメモを取る姿が見受けられました。

なお、NHK札幌放送局が取材にきており、この講習会の様子が当日のニュースで放送されました。



山梨県での交通安全講習会 6月5日（日）

山梨県内の運転代行業者25社、約40名が参加し、活発な情報交換が行われました。

来賓として、山梨県リニア交通局交通政策課 石原課長補佐、山梨県警察本部交通企画課 小川警部補が出席され、石原課長補佐からは「新たな利用者保護対策」の中から、①料金制度に関するガイドライン ②メーターの義務付け ③随伴車の損害賠償措置の義務付けについての詳細な説明がありました。

この中で、料金のガイドラインについて、来年4月以降、受託自動車保険（または共済）の保険料（または掛金）の滞納があった場合は、利用者保護の観点から行政処分の対象となると話され、また、山梨県の最低賃金を基に、正当な理由なく必要経費を下回る料金は、公正取引の確保に関する法律における「不当販売」にあたり、法律違反となることを念押しされました。

また、小川警部補からは、山梨県内の事故状況と、飲酒運転根絶の普及・啓発に伴う運転代行の位置づけと重要性についての話があり、「飲酒運転根絶の受け皿として運転代行業に従事される皆さんには、不適正事業者排除のため、県警の取り締りに力を貸してほしい。情報提供をお願いしたい」と、参加事業者に対して協力の要請をされました。



引き続き、本組合理事長でもある丹澤協会会長からは、新たな対策に盛り込まれた随伴車のメーター義務付けと山梨県内の装着率の低さについて触れ、顧客トラブル防止と業界のイメージアップの観点から、早めの装着が必要であると話されました。また、料金については、運転代行が始まった30年前は、初乗り2,000円(3km)・加算料金300円/kmが標準であったものが、今は上がるどころか、初乗り1,000円(3km)・加算料金300円/kmという低料金がまかり通り、経費も出せない料金体系になっていることを指摘。10月に義務付けされる随伴車の損害賠償措置について触れながら、「業としての経費を考慮した適正料金が、健全な環境を整えることにつながる。今やらなければ今後できる好機はない」と、適正料金の必要性を強く訴えられました。

沖縄県での法令説明会 7月19日（火）

沖縄県浦添市にある、浦添でだこホールにおいて、法改正の説明と運転代行業界の適正化事業についての講習会が行われました。

冒頭、浦添市市民部 山田部長から、松本市長のメッセージが代読され、沖縄県における飲酒運転の現状と、飲酒運転根絶のための重要な交通サービスである運転代行業に対する期待、そして、飲酒運転根絶への業界としての協力要請がありました。

続いて、沖縄県警本部交通企画課 佐久本課長補佐からは、県内の運転代行業者に対する立入検査の現状として、全体的に適正化法に沿った営業とは言い難い状況にあるとの話があり、今後の方針として、指導を強化していくなど、厳しい話がなされました。

引き続き、沖縄県企画部交通政策課 森根主査から、4月以降順次実施されている「利用者保護対策の新方針」を基に、標準自動車運転代行業約款の改正や、随伴車の損害賠償措置義務化、随伴車の表示の徹底など、健全経営と適正な事業の在り方についての説明がありました。

そして、本組合の理事長でもある丹澤協会会長からは、①業界の現状の問題点 ②今後の業界に必要なこと ③今行わなければならないことの3点について、強く訴えかけられました。参加事業者は真剣に聴き入り、講習会終了後の意見交換会には多くの事業者が自主的に参加し、会長の話を受けて、「今、自分たちは何をしなければいけないか」ということについて、活発な意見交換が行われました。沖縄県も他地域と同じように低料金が問題となっており、「誰かが変えてくれる、ではなく、自分たちで環境を変えていかなければ、沖縄の運転代行の発展はない」という、会長の厳しい言葉に、危機感と業界の将来を担う責任を感じ、行動を決意しておられるようでした。



滋賀県での安全運転講習会 9月4日（日）

滋賀県近江八幡市内で、運転代行安全運転講習会が開催されました。この講習会は、滋賀県と協会の共催で実施されたもので、県内代行業者への案内は、県土木交通部交通戦略課長名で発出されました。

協会滋賀県支部 西村支部長の挨拶と活動報告に始ま

り、県警察本部と県の運転代行ご担当から、運転代行業界の現状と新たな利用者保護対策についてそれぞれ詳細な説明がなされました。

滋賀県警察本部交通企画課 黒川係長からは、県内の事故状況の説明とあわせて、夜間における交通安全の徹底と、10月1日からの標準自動車運転代行業約款の変更などについて説明され、これを踏まえて、「年に2度の立入検査を行っていても、決められた簡単なことができていない現状がある」と、厳しい指摘がありました。

また、滋賀県交通戦略課 奥村主事からは、主に、①随伴車の賠償責任保険（共済）の加入義務化については業務使用の契約が必要であること ②随伴車の表示を徹底すること ③法令等に違反した場合の処分などについて重点的に詳しい説明があり、そのうえで、飲酒運転根絶の受け皿である運転代行業界に対して、「適正な運転代行の普及と推進」を伝えられました。また、本組合の丹澤理事長からは、協会会長としての講話があり、運転代行業は飲酒運転根絶のために、なくてはならない交通サービスであり、今後、その担い手としての自覚がより一層必要であり、自覚の足りない不適正営業に対しては行政の厳しい指導が必要であると述べ、行政に対してその場で申し入れました。

そして、料金については、早急に、地域ごとの適正な料金算出基準を明確にすることが必要で、誰かに頼るのではなく、「業」を営んでいるという誇りと自覚を持ち、自分たちで改革していかなければいけないのだということを強く訴えかけました。



茨城県での交通安全講習会 9月6日（火）

協会の茨城県支部（中山支部長）が旗振り役となり、市民や企業の従業員など約130名が参加した安全講習会が、茨城県土浦市で開催されました。

市民参加の大規模な講習会は業界初の試みであり、運転代行の役割への大きな期待から、地元選出の国会議員や首長、県議、警察署長らが来賓として出席され、新たな利用者保護対策や運転代行業における事故防止についてさまざまな話がなされました。

この講習会については、東京交通新聞に詳しく掲載

されましたので、同紙の記事を転載いたします。



交通死亡事故ゼロ目指し 運転代行業界が旗振り役

平成28年9月12日付 東京交通新聞

今回の茨城県運転代行協会主催の交通安全講習会には、約100名が参加した。主催は、茨城県運転代行協会。協会の丹澤会長の講演が中心で、交通安全の重要性が強調された。



事業者が市民とともに交通安全意識を高めた（6日、茨城県土浦市・県南生涯学習センター）

自宅車庫までが運転代行

中山一夫会長が訴え

茨城県の交通安全意識を高めるべく、運転代行業界が旗振り役となる。中山一夫会長は、自宅車庫までが運転代行の範囲に拡大されるべきだと訴えている。中山氏は、運転代行の範囲を拡大することで、高齢者や障害者の移動が容易になり、交通事故の発生を抑制できるという。また、運転代行の範囲を拡大することで、運転代行事業者の需要が増え、業界の発展につながるという。

市民交え安全講習

茨城県運転代行協会

茨城県の交通安全意識を高めるべく、運転代行業界が旗振り役となる。中山一夫会長は、自宅車庫までが運転代行の範囲に拡大されるべきだと訴えている。中山氏は、運転代行の範囲を拡大することで、高齢者や障害者の移動が容易になり、交通事故の発生を抑制できるという。また、運転代行の範囲を拡大することで、運転代行事業者の需要が増え、業界の発展につながるという。

運管者必置で 新規参入抑制

茨城支局 成松専門官が打明

茨城支局の成松専門官は、運転代行の新規参入を抑制するために、運管者（運転管理者）の必置を義務化する必要があると訴えている。成松氏は、運管者の必置を義務化することで、運転代行事業者の質を向上させ、交通事故の発生を抑制できるという。また、運管者の必置を義務化することで、運転代行事業者の競争力を高め、業界の発展につながるという。

県担当者 制度を解説

運転代行業務の推進

茨城県の運転代行業務の推進について、県担当者から制度の解説が行われた。県担当者は、運転代行業務の推進によって、高齢者や障害者の移動が容易になり、交通事故の発生を抑制できるという。また、運転代行業務の推進によって、運転代行事業者の需要が増え、業界の発展につながるという。

運転代行は追突注意 脇見でブレーキ遅れ

茨城県警管理官が過去5年分析



運転代行事業者が参加した茨城の交通安全講習会（土浦市の県南生涯学習センター）

茨城県警管理官は、過去5年の運転代行による追突事故の分析結果を発表した。分析によると、追突事故の多くは、運転代行事業者が脇見やブレーキ遅れによるものであることがわかった。管理官は、運転代行事業者に対して、脇見やブレーキ遅れを厳禁し、安全運転を徹底する必要があると訴えている。また、運転代行事業者に対して、追突事故の発生を抑制するための対策を講ずる必要があるという。

追突事故の発生率は、全体的に減少傾向にあるものの、運転代行による追突事故の発生率は依然として高い水準にある。これは、運転代行事業者が脇見やブレーキ遅れによるものであることが原因とされている。管理官は、運転代行事業者に対して、脇見やブレーキ遅れを厳禁し、安全運転を徹底する必要があると訴えている。また、運転代行事業者に対して、追突事故の発生を抑制するための対策を講ずる必要があるという。

※いずれの記事も、株式会社東京交通新聞社の許可を得て転載。
なお、朱線はジェイ・ディ共済協同組合にて付記。

石川県での協会会長講演会 9月12日(月)

石川県地場産業振興センターにおいて、協会の丹澤会長の講演会が開催されました。当日は、来賓として、国土交通省石川運輸支局の猿谷首席運輸企画専門官と北陸旅客自動車センターの市田理事長、石川県運転代行協会最高顧問の横越金沢市議会議員が出席され、来賓挨拶の中で、運転代行の存在の重要性や、利用者保護のための業界健全化の必要性についての話をされました。

続いて、「現在の運転代行業 今後の運転代行業」と題して講演を行った丹澤会長は、今年4月に国交省から出された利用者保護の新対策を基に、代行料金の見直しと随伴車の損害賠償措置義務付けを中心に、「業」としてあるべき運転代行の姿について、ときに語気を強めながら、集まった業者に語りかけられました。

業界が、今後の健全化と発展を考えると、一番大きな問題となっているのが低料金化です。新方針の中でも、「根拠のない料金設定は不当販売にあたる」とガイドラインに示されており、会長は、この点について、料金設定の根拠となる経費負担を明確に示していくと、業界の現状はあり得ないと、ひとつひとつ事例を挙げて、具体的に示されました。

①10月1日から随伴車の損害賠償措置が義務付けられること ②料金メーターも今後義務化の方向に向かっていることを挙げ、代行を副業としてではなく、子や孫の代まで引き継いでいける事業として考えるならば、随伴車3台以上とすることは必要であり、そのためには、各地域で業者同士の連携が重要。そして、今が業界健全化の大変革の最後のチャンスであると訴え、今

回のような講習会や勉強会にも出席しない業者は、まずもって『業として取り組む意識』が足りないと感じる言葉が発するとともに、行政に向けては、講習会などの出欠状況を今後の立入検査や指導の参考にすべきであると伝えられました。

現在、公安委員会の認定を受けて営業をしている事業者が、全て「業」の意識を持っているとは言えず、会長はこの点を「業として考える、健全な事業者を守らなければ、業界の真の発展はない」と締めくくられました。



◆ ◆ ◆ ◆ ◆
採算の合わない低料金での稼働は、その穴埋めをするために本数を走ろうとするので、スピード超過になる傾向にあります。これでは、利用者が「安心して安全に」という、運転代行業において最も重要なサービスの提供ができなくなってしまいます。JD共済は、事故防止と損害賠償の観点から利用者保護を考えており、それが運転代行の利用促進と健全化につながると考えています。これからも、飲酒運転根絶を担う「地域のハンドルキーパー」として、なくてはならない運転代行のさらなる健全化と発展を願っています。

現在ご契約中の「随伴車の任意保険」で、本当に補償されますか？

本紙P.1でもお伝えしましたように、10月1日から、随伴車の任意保険加入が義務付けられましたが、「現在契約している保険で、万が一の事故時に補償が本当に受けられるか」を確認しておくことが必要です。というのは、代行業務中の事故補償を受けるためには、「業務用」として契約していないといけませんが、損害保険会社や他共済協同組合の中には、「業務用」として契約できない場合があるようです。

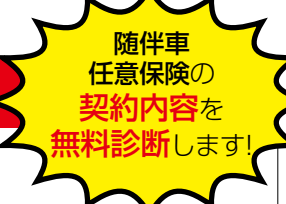
※JD共済保険部では、もちろん、「業務用」として契約できます。また、年齢制限や運転者限定などの契約内容もしっかりと確認したうえで、運転者の手配をすることをお忘れなく！

JD共済保険部では、「現在ご契約の任意保険で事故時に補償されるかどうか」の診断を行っていますので、気軽にお問合せください。

また、次のような組合員様は、この機会に一度、「随伴車の任意保険」の見積りをとってみたいはいかがでしょうか？

- ①「随伴車の任意保険」の保険料を、もう少し節減できないかをお考えの方
- ②「客車に対する代行保険」と「随伴車の任意保険」の対応窓口を一本化して、わずらわしさをなくし、安心して業務に取り組みたい方

同封のチラシもご覧ください。



随伴車の任意保険の補償が心配だなあ…念のために、JDに診断してもらおう



保険料をもう少し、節減できないかなあ…



宇都宮市での勉強会 10月16日(日)

10月16日(日)、宇都宮総合文化センターに於いて、公益社団法人全国運転代行協会栃木支部(板橋勇二支部長)主催の「利用者保護対策に関する勉強会」が開催され、運転代行業者、従業員、関係者など約100名が出席する盛会となりました。また、当日は隣県の福島県から、地域の運転代行の抱える問題点について改善意識を持つ若手事業者も参加し、熱心にメモを取る姿もみられ、国交省から発表された新方針の中の、特に業界疲弊の原因となって久しい低料金問題と、随伴車の保険義務付け、随伴車表示の厳格化に対する関心の高さがうかがえました。



環境づくりの必要性を話される高橋克法参議院議員

宇都宮市はご存じのように「餃子の街」として有名で、「カクテルの街」「ジャズの街」としても知られています。このため、毎年5月に「カクテルカーニバル」を開催するなど観光客誘致にも力を入れており、日ごろから板橋支部長が小まめに宇都宮餃子会、宇都宮カクテル倶楽部、宇都宮ジャズ協会などと連携し、飲酒運転根絶を訴える啓発活動もされていることから、地域の運転代行業者の「飲酒運転根絶の受け皿交通サービス」の意識は非常に高いと言えます。当日来賓として挨拶された高橋克法参議院議員は、地域に無くてはならない飲酒運転根絶のためのハンドルキーパーである運転代行に対し、「真面目な中堅会社が倒れ、大きなところと1台のところが残っていく現状がある。真面目にやっている優良事業者が生き残ってほしい。そのためには代行を取り巻く周辺も含めて、健全事業者を守って伸ばしていかなければならない。」と、環境改善に向けた努力の必要性について言及されました。同じく来賓の横松盛人栃木県議会議員からは、「代行は今日の生活に無くてはならない仕事である。適正営業の環境を守るために、地域の事業者が一つになってその声を届けてほしい。代行の皆さんが適正に頑張ってくれないと安心な生活が確保できない。」と、代行が地域の安全に寄与する職業なのだという期待の言葉が寄せられました。引き続き栃木県社交飲食業生活衛生同業組合の田中理事長からは、「楽しく飲食され、無事に帰宅されるまでが飲食業の役割である。」とし、お客様がお店を出てか

らご自宅までの安心安全を、運転代行に託しておられるという話があり、**大切なお客様を託す飲食店側の要望として、「組合や協会に加盟し、料金・サービス・事故・保険など勉強してほしい。サービス業の意**



厳しい表情で改革の必要性を訴える丹澤会長

識の無いアウトサイダーは廃業されるよう、行政の力と知恵も必要。」と運転代行業界の現状を的確に把握されたうえでの激励の言葉がありました。また、タクシー業界と代行業界は、昔から“水と油”に例えられますが、宇都宮では、1年前から宇都宮タクシー事業者協議会の濱田会長と板橋支部長の協力体制が始まっており、濱田会長から「繁華街の景気もさほど盛況ではなく、タクシー業界も台数削減など身を切る自助努力をしている。代行業界も同様であろうが、悲観的、ネガティブに捉えず**変革のチャンスと受け止めて**発展してほしい。」と声援が寄せられました。丹澤会長からは、「新たな利用者保護対策の新方針が示されてなお、**まだまだ安心して利用できる業界ではない。**」と断言したうえで、「**いつまでも隙間産業と言われているはならない。**」と厳しい言葉が参加者に投げかけられました。根拠のない低料金で稼働する現状を、「税金、受託保険、随伴車保険、労基、人件費、今後義務付けが予定されているメーター費用、これらの**必要経費も出せない低料金では良い人材確保は出来ない。**」国交省から示された料金ガイドラインに合わせて地域料金を見直し、**健全経営をすることが利用者保護に繋がり、利用が促進される。**」と参加事業者に向けて更に具体的に語りかけました。出席された行政担当官に向けても、「(自動車運転代行業の業務の適正化に関する)法の罰則規定に基づいて**徹底した立ち入り、調査を行い、違法業者の排除を。**」と要望され、この日の話を締めくくりました。



真剣な面持ちで資料をみながら聴き入る参加者

飲酒運転根絶啓発と利用促進の取り組みを実施

代行利用者の目は厳しい

交通ボランティア等ブロック講習会開催

10月13、14日の2日間、内閣府主催で「平成28年度交通ボランティア等のブロック講習会」が行われ、北海道の依頼を受けて樋渡社団支部長が、運転代行業界の現状と活動報告のために出席されました。参加した他の関係者から、「公共交通機関の発達していない地方都市では、**飲酒運転根絶の受け皿は間違いなく運転代行であり、地域にとって欠かせない交通サービスである**」という、ありがたい存在評価が寄せられた一方、「**運転代行はスピードを出すから怖い**」、「**サービス業として考えられないような服装や言葉遣い、所作について、業界全体として体制を整えてほしい。特に若い女性からは『代行を利用するのが怖い』とまで言われている。受け皿の業界として早急に改善を。**」という、利用者目線の厳しい指摘がありました。利用者側からすれば、**背広やジャケットや社名入りのユニフォームを着て白手袋のドアサービスで「ご利用ありがとうございます」と丁寧に挨拶する安全運転のドライバーと、帽子で顔を半分隠したまま、脱帽もせず自分より先に無言で運転席に乗り込み、スピードを出すドライバーや、サービス業として最低限の敬語も話せないドライバー**と、どちらが信頼出来て、安心して自宅まで運転を任せられるでしょうか。利用者から今何が求められているか、答えは考えるまでもありません。また、10月2日(日)に、池田町で開催された「十勝ワインまつり」では、飲酒運転と運転代行利用に関するアンケートを実施し、来場者に運転代行を知ってもらうため、今年も会場駐車場で地元の運転代行業者が待機しました。アンケート回答者からは、運転代行自体をご存じない方の「**運転代行って何?**」という声がかかれたことと、札幌方面から来られた方の中に、勤務先に対し「**飲むときには車を使わない**」という誓約書を提出しているという方が複数お

いでになったことが特筆すべき点で、来場者から直接様々な意見を聴くことができ、飲酒運転根絶の受



アンケートに答える来場者

け皿である業界のこれからの課題も見えてきました。事前告知無しにもかかわらず代行予約があった点も、もし代行が待機していなければ、そのドライバーの帰路の判断はどうであったのかなど、地域やドライバーを取り巻く環境によって、飲酒運転を無くするための意識や方策がさまざまであることが見て取れます。7月8月に開催されたサッポロビールと麒麟ビールのイベントにも足を運ばれた来場者から、「**ビール工場のイベントでも(代行が)待機してたよね**」と声を掛けられ、運転代行という言葉とともに、**アルコールを提供するイベントには運転代行がいるもの**、という自然な流れが出来つつあるように感じます。



賑わう十勝ワイン祭り

講習会や啓発活動は、運転代行業界の健全化と発展、認知度アップと利用促進につながりますので、地域で行われるそれぞれの活動には、1社でも多く連携して参加することが望ましいと言えます。しかしながら、やみくもに「**飲酒運転根絶のために代行を利用してください**」と訴えても、今回指摘を受けた業界の現状に対し、業界自らが変革に取り組まない限り、利用者の厳しい見方と評価は変わりません。サービス業とは言えない業者とひとくくりに「**運転代行**」と言われた業界のまま、せっかく与えられたチャンスをみすみす逃すことにもなりかねません。業界の健全化と利用者保護の観点から、地域ごとの適正料金の基準策定は急がなければならない最重要項目ですが、利用者側からみた運転代行業界に対する厳しいイメージを現実の問題として認識し、改善を図らなければ、適正料金への利用者の理解は得られないでしょう。適正であるにも関わらず、タクシーと比較してなお「**高い**」と言われなくするためのには、運転代行が「**人の命と財産を預かるサービス業**」であるという徹底した意識改革が必要です。**常に、みられている**という自覚こそが利用促進につながります。

今年もやります!

飲酒運転のない未来を子どもたちへ

飲酒運転は多くの命を奪い、笑顔や未来を奪ってしまいます。社会から飲酒運転がなくなるとはいいと、子どもたちが飲酒運転を止めない大人たちへメッセージを届け、笑顔とほほえみの書道コンクールです。

各ブロックで入賞特典があります!!

各ブロックの最優秀賞受賞者は、大船橋ホールで開催されるLIVE SDD 2017に親子で20分、ステージでの作品の発表や、パフォーマンスにも参加していただきます。さらに、受賞者の声は、特別番組としてラジオで放送されます。なお、応募された作品はSDDプロジェクト、およびSDD全国子ども書道コンクール事務局を通じて、全国の飲酒運転根絶活動に活用されます。

応募方法 [大人の方へ]

JD共済またはSDD全国子ども書道コンクールのホームページで応募規定を確認の上、応募書をダウンロードします。応募用紙を添付する応募書を提出します。応募用紙の必要項目を記入して、作品と共に応募先へ送ります。入賞者のみ、該当エリアのFM放送局から連絡が入ります。

JD共済 presents 第5回 SDD全国子ども書道コンクール 2016. 11/1火 ~ 2017. 1/10火

【実施概要】「飲酒運転撲滅」をテーマに全国の子どもたちから書道作品を募集
 【募集対象】日本国内在住の小学生と中学生

主催 JD共済 × SDD自 協力 和食さと

後援
 北海道 北海道教育委員会 北海道警察 札幌市 札幌市教育委員会 小樽市 小樽警察署 札幌方面北警察署 砂川警察署 青森県 青森県警察 岩手県 岩手県警察 宮城県 宮城県警察 気仙沼市 秋田県 山形県 山形県教育委員会 山形県警察 福島県 福島県警察本部 茨城県 茨城県警察 栃木県 群馬県 群馬県警察 埼玉県 埼玉県警察 千葉県 千葉県警察 東京都 警視庁交通部 神奈川県 神奈川県警察 新潟県 新潟県警察 富山県 富山県警察 山梨県 山梨県警察 長野県 長野県警察 岐阜県 静岡県 静岡県警察 愛知県 愛知県警察 三重県 三重県教育委員会 滋賀県 滋賀県警察 守山市 滋賀県守山警察署 守山市教育委員会 野洲市 京都府 京都府警察 大阪府 大阪府警察 兵庫県 兵庫県警察 神戸市 奈良県 奈良県教育委員会 奈良県警察 橿原市教育委員会 和歌山県 和歌山県警察 鳥取県 鳥取県警察本部 岡山県 岡山県警察 岡山県教育委員会 広島県 広島県警察 広島市 東広島市 山口県 山口県警察 徳島県 徳島県警察 愛媛県 愛媛県警察 高知県 高知県警察 福岡県 福岡県警察 福岡市 粕屋町 佐賀県 佐賀県警察 長崎県 長崎県警察 熊本県 熊本県警察 熊本市 大分県 大分県警察 宮崎県 宮崎県警察 鹿児島県 鹿児島県警察 沖縄県 沖縄県警察 一般財団法人全日本交通安全協会 一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会 一般社団法人日本自動車連盟(JAF) 全国飲食衛生衛生同業組合連合会 株式会社東京交通新聞社 公益社団法人全国運転代行協会 <順不同>

全国の多くのご後援とご賛同の声に支えられながら、飲酒運転撲滅を目指して取り組んで参りました「SDD全国子ども書道コンクール」も、早いもので今年5回目の開催を迎えました。過去4回のコンクールと、このたびの開催を支えてくださいました、全国のご後援並びにご協力いただきました皆様に、この場をお借りしてあらためて御礼申し上げます。

詳しくは、JD共済ホームページの「SDD全国子ども書道コンクール」コーナーをご覧ください。応募規定や過去の作品、ライブパフォーマンスの様子などがご覧になれます。JD共済ホームページ (<http://www.jd-kyosai.com>)のトップページ画面にある、右画像のバナーをクリックしてください。



飲酒運転させない環境づくりを目指して

～飲酒運転のない未来を子どもたちへ～

2006年8月25日。福岡県の海ノ中道大橋で起きた、幼い子ども3人が亡くなるという、日本全国が大きな衝撃と悲しみに包まれた飲酒運転事件から、ちょうど10年が経ちました。減少していると言われるものの、「ばれなければいい」「事故を起こさなければいい」という、身勝手な大人の“マイルール”のせいで、未だ0にならない飲酒運転… 全国で報道が後を絶ちません。たとえ事故を起こさなくても、「飲んで運転すること自体が犯罪」なのだということを、安易に考える大人が多すぎるのです。



書道作品を活用した啓発品の数々

車で飲みに出かける人、飲んだあとにどうしても車が必要な人にとって、安全に帰宅するために、地域に無くてはならない交通手段である**運転代行**は、飲酒運転根絶の受け皿として、お客様の命と財産を預かるだけでなく、**飲酒運転という犯罪を無くす、大切な役割**を担っている、「地域のハンドルキーパー」と言えるでしょう。

JD共済は、社会貢献的の事業である運転代行業界の更なる発展を願い、7年前に「SDDプロジェクト」に参画しました。そして、子どもの未来を守るために、5年前から「SDD全国子ども書道コンクール」を主催しています。今年5回目を迎えるコンクールには、SDDプロジェクトを主催するFM OSAKAをはじめとした、FM北海道、静岡FM、FM福岡の各放送局と「和食さと」の協力、そして毎回ご後援くださる全国の自治体、警察本部、各関係団体と連携を図って、「飲酒運転根絶の環境づくり」の一助となるよう、真摯に取り組んでおります。過去4回のコンクールでは、5,738点もの尊いメッセージ作品が寄せられました。どの作品もそれぞれに子どもらしい発想で、筆に思いを託してくれています。子どもたちのメッセージが、飲酒運転をやめない大人たちの心に深く届くことを願って、全国各地の飲酒運転根絶イベントで書道作品展が開催され、目にされた多くの方に「飲酒運転させない環境」の大切さを伝えていきます。

今回応募される作品も、コンクール終了後に、ポスターデザインや、各地で行われる作品展示などを通じ、より多くの大人たちに、「飲酒運転根絶と地域のハンドルキーパーとしての運転代行の利用促進」を広く訴えるために活用させていただきます。

書道作品の活用例



北海道 十勝ワインのオリジナルラベルへの活用



運転代行利用促進用ポケットティッシュの啓発用チラシ



千葉県飲酒運転根絶「冬の交通安全ポスター」と交通安全情報紙「思いやり交通千葉」での活用



福岡県粕屋町役場での展示



小樽市で行われた「北海道飲酒運転根絶の日」の啓発イベント用オリジナルラベルへの活用

《SDDプロジェクトとは》

FM OSAKAが主催するSDDプロジェクト (STOP! DRUNK DRIVING PROJECT) は、内閣府、警察庁、法務省、国土交通省などの関連省庁や公益社団法人全国運転代行協会などの団体が後援している飲酒運転撲滅を目指した活動です。ジェイ・ディ共済協同組合は、飲酒運転をなくすために、無くてはならない大切な受け皿交通サービスである運転代行の利用促進を願って、積極的に啓発活動を行っています。



<http://fmosaka.net/sdd>

事故を未然に防ぐためのワンポイントアドバイス (vol. 10)

今回は、「複数人のお客様が1台の客車でお帰りになられる場合に時々発生する事故事例」を掲載しますので、従業員の皆様の安全教育の際にご活用ください。

お客様が複数人でなくても、同じような対策を実行し、出発前のサークルチェック（客車の周囲確認）を徹底することをおすすめします。

常に、サービス業の「プロの行動」を！

ケース【事故発生時刻】午前1時45分頃
【損害額】人身損害賠償 約20万円



このような事故を起こさないために…



事故防止の対策

複数人のお客様が1台の客車でお帰りになられる場合には、次の流れで行うと良いでしょう。

①事前にお客様の人数を確認しておく ②お客様が全員乗車されたことを確認する（お客様が全員乗車されるまで、客車ドライバーは乗車しない。※サービス業の従事者として、お客様へのサービスをせずに「先に乗る」のはマナー違反です。）③ドアが確実に閉まっていることを確認する（場合によっては、親切・丁寧に、ドア開閉のサービスを行う）④客車ドライバーは②と③を確認してから乗車し、発進前に「それでは、出発します」とお客様にひと声かける。

※**随伴車ドライバー**も、客車が発進するまで車内で待つのではなく、**お客様が安全に乗車することをサポートし、確認することが重要です。**また、眠気が襲ってきたり、体調が良くないときは、事業主などに報告し、休ませてもらうことも大切です。

「運転代行の仕事は、お客様のクルマと命をお預かりするサービス業である」ことを、くれぐれもお忘れなく！



いろいろ

代行事業を行うには、人件費や納税はもちろんのこと、あんどんや随伴表示、料金メーター装備など、様々な経費が掛かります。そのなかでも、事業を守るための必要経費ではあるものの、受託自動車の損害賠償措置契約に次いで間違いなく経費増となるのが、10月1日から義務付けられた随伴用自動車の損害賠償措置に掛かる保険料です。（※）

▶ タクシーの総括原価方式によって計算された厳格な料金設定と違い、代行料金は古くから「タクシーの〇割増」などといった、明確な根拠に乏しい設定によるものがほとんどでした。それがさらに、近年新規参入業者の増加によって激化した、根拠のない価格による低料金化競争が業界の疲弊を呼び、回転率で補おうとしてスピードを出すことにより、焦りから交通安全意識が疎かになって事故を誘発するという、利用者にとって**一番に提供しなければならない「安心・安全」のサービス低下**が大きな問題となりました。このことにより、今回随伴用自動車にも損害賠償が義務付けられた経緯があります。

▶ 事業用の補償を付けるということは、当然その分の保険料が経費として増えることとなりますので、経費積み上げ方式の代行料金を考えると、現行の低料金を見直さない限り営業は成りたちません。損害賠償措置とともに発表された料金制度に関するガイドラインには、「正当な理由の無い著しい低料金は、独禁法の不当廉売に該当する場合があります」とはっきり記載されています。

▶ 「業」として採算を考慮し、しっかりとした根拠で料金を算出することによって、初めて、利用者に対し余裕を持った運転で「安心・安全」というサービスが提供できるのです。常に、飲酒運転根絶のために無くてはならない「**信頼される、地域のハンドキーパー**」であることが、運転代行を魅力ある業界にし、優良な人材を確保することに繋がります。

▶ 今回の新方針が、業界にとって**最大で最後のチャンス**と考え、地域の連携を図り、低料金に疲弊した業界の回復を図りましょう。（※JD共済では一般契約より約5%割安になる組合員限定集団扱いでお引き受けしています。）

契約専用のTEL・FAX

TEL	0120-21-4455	平日（月～金） 10:00～18:00
FAX	0120-25-9561 076-425-9561	24時間365日

事故専用のTEL・FAX

TEL 24時間	0120-88-7654	夜間・休日は 事故受付センターが承ります
FAX	0120-88-2508 076-425-9633	24時間365日